

求人番号

受付年月日 平成31年2月28日 紹介期限日 平成31年4月30日

事業所番号 (静)

就業地住所

職業分類 162-01

求人票 (フルタイム)



02030-2318891

公開希望	求人情報を提供		
公開区分	Z56	Y89	Z88
識別欄			



0203-3392-0

地方自治体、民間人材ビジネス共に不可

産業分類 853

児童福祉事業

1 求人事業所名

事業所名 シャカイフクシホウジン アイセイカイ
社会福祉法人 愛成会

〒036-8154
青森県弘前市豊原1-1-3

ホームページ <http://www.sh-aiseien.jp/>

Eメール honbu@sh-aiseien.jp

就業場所 転勤の可能性あり 弘前市内

〒036-8254
青森県弘前市大字金属町5-1
『養護老人ホーム 弘前温清園』

() 下車徒歩 () 分

2 仕事の内容等

職種 生活相談員 (弘前温清園)

○施設入所者の日常生活に係る相談援助業務
○相談援助業務

*施設入所者の定員120名の施設です。

「働き方改革関連認定企業」

「介護」

雇用形態 正社員 雇用期間 雇用期間の定めなし

学歴 高卒以上

必要な経験等 不問

必要な免許・資格 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、介護福祉士のいずれか 「介護」

年齢 59歳以下 年齢制限の理由 定年年齢が60歳の為。(省令1号)

3 労働条件等

賃金 a+b 155,800円 ~ 189,400円

a 基本給 (月額換算・月平均労働日数 21.2日)
155,800円 ~ 189,400円

b 定額的に支払われる手当
手当 円~ 円

c その他の手当等付記事項
扶養家族手当 6,000円~46,000円
住居手当... 0~20,000円
奨学金返済支援手当 上限10,000円

賃金形態 月給 円~ 円
その他の場合

賃金締切日 末日 賃金支払日 毎月 25日 (当月払い)

通勤手当 実費 (上限あり) マイカー通勤 無料駐車場あり
毎月 28,000円まで 可

昇給 (実績) あり (ベースアップ込みの前年度実績 月あたり)
1,400円~ 1,400円/月 又は %~ %

賞与 (実績) あり (前年度実績)
年2回 計 3.00月分 又は 万円~ 万円

加入保険等 雇用 労災 公災 健康 厚生 財形
退職金共済 退職金制度 なし

変形 (1ヶ月単位) 就業時間に関する特記事項
(1) 08:30 ~ 17:15
(2) ~
(3) ~
又は ~ の間の 時間

就業時間 時間外あり 月平均 3時間 休憩時間 45分

休日 他 その他の場合
週休二日制 毎週 勤務表による
6ヶ月経過後の年次有給 10日 休暇日数

求人条件特記事項 *退職共済... (独) 福祉医療機構、青森県社会福祉協議会加入。前職からの継続異動可能。
「弘前市移住応援企業」 認定事業所
「あおり働き方改革推進企業」 認定事業所
「あおりイクボス宣言企業」 登録事業所
「弘前市子育て応援企業」 認定事業所

4 会社の情報

従業員数 企業全体 386人 創業 明治 35年
就業場所 52人 資本金
(うち女性 39人)
(うちパート 6人) 労働組合 なし

事業内容 社会福祉施設の経営 *児童福祉施設 (弘前愛成園、花園保育園、りんごベビーホーム、弘前保育園、あきみ保育園) *老人福祉施設 弘前温清園、弘前静園、津軽ひかり荘、ほか

会社の特長 児童を養育する施設「弘前愛成園」を始め保育所(4ヶ所)、老人ホーム(3ヶ所)を経営。更に老人在宅サービス関係事業、デイサービス事業等も運営している。

代表者名 理事長 佐々木 哲 法人番号 8420005004343

定年制あり 一律 60歳 勤務延長なし
再雇用あり 65歳まで

入居可能住宅 単身用あり
世帯用あり

利用可能託児施設 なし

育児休業取得実績 あり 介護休業取得実績 あり 看護休暇取得実績 あり

年間休日数 110日 就業規則 あり

5 選考等

採用人数 1人 選考方法 面接 書類選考 筆記試験 日 他
その他

応募書類 ハローワーク紹介状 履歴書 (写真貼付) 後日連絡
職務経歴書 選考後は返却 時

選考結果 5日後 通知方法 郵送

試用期間 あり 労働条件 6ヶ月 変更なし

備考 *事前連絡のうえ、履歴書・職務経歴書・紹介状を郵送又は持参して下さい。後日、書類選考通過者に面接日時をご連絡致します。 *欠員
【送付先】〒036-8154 弘前市豊原1-1-3 社会福祉法人 愛成会 宛て
【ハローワークよりお知らせ】求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面により労働条件の明示を受けてください。(労働基準法第15条1項に基づく)